

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

〈 コンプライアンスに対する取り組み 〉

当金庫は、コンプライアンス(法令等遵守)を重視した企業風土を醸成することを経営の最重要課題の一つとし、コンプライアンスがすべての業務に優先するという考え方を全役職員が共有しています。

〈 当金庫のコンプライアンス態勢 〉

理事会

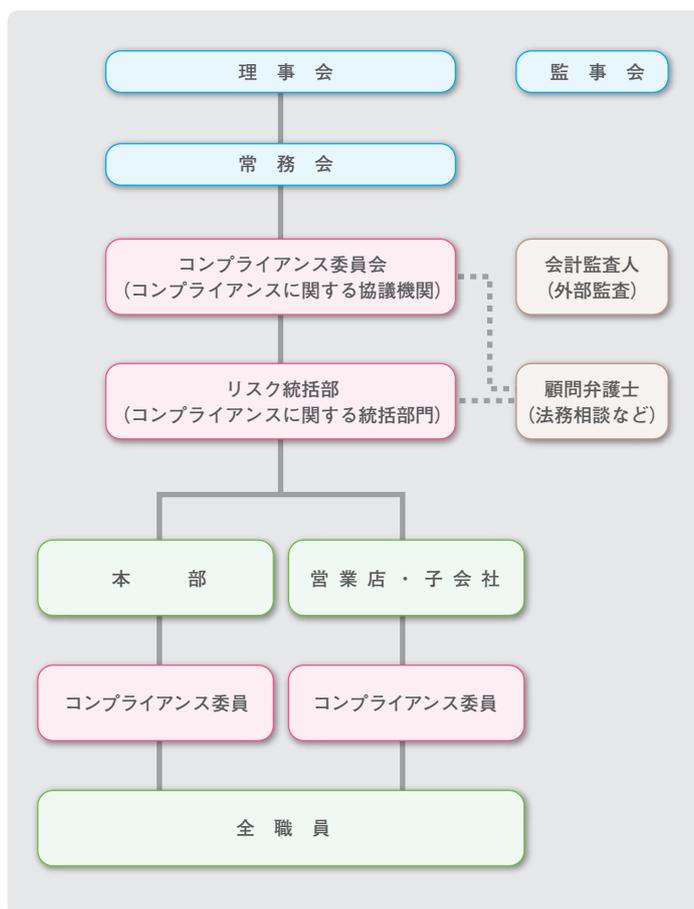
コンプライアンスに関する重要事項について、コンプライアンス委員会より報告を受け、必要な対応を指示するなど、態勢の強化を図っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンスへの取組方針、実施状況、問題点、課題を実質的に議論する重要な合議体として、またコンプライアンス方針の業務執行を担当する機関として「コンプライアンス委員会」を設置しています。

コンプライアンス委員

「コンプライアンス委員」は、各部店においてコンプライアンス違反が発生しないように管理する役割を担うほか、コンプライアンスに関する「報告・連絡・相談」などを行っています。



〈 態勢強化への各種取り組み 〉

コンプライアンス委員連絡会の開催

コンプライアンス態勢の一層の充実を図るために、コンプライアンスに関する統括部門と各部署のコンプライアンス委員との意見交換や事例研究などを行う「コンプライアンス委員連絡会」を開催しています。

外部の専門家によるコンプライアンス研修の実施

コンプライアンスに関する専門知識の習得を目的として、コンプライアンス委員等を対象に、外部の専門家による研修を実施しています。

内部通報等窓口の設置

コンプライアンスに関する問題点の早期発見と是正を図ることを目的に、当金庫の役職員等が利用可能な複数の「内部通報等窓口」を設置しています。

職員のコンプライアンスに関する知識と意識の醸成

全職員がコンプライアンスに関し、必要な知識を身に付けることができるよう、基本的な内容を記載した「こんがら通信」を発信するとともに、主体的に取り組む意識を醸成することを目的に、各部店において「コンプライアンス職場会」を定期的開催しています。

〈 マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策の対応 〉

当金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融(以下、「マネロン等」といいます)対策を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、「マネロン等対策に関する基本方針」を制定し、以下の通りの措置を講じ、組織をあげて適切な内部管理態勢を構築して業務を遂行してまいります。

1. 組織態勢

- ・理事会は、マネロン等対策の重要性を認識・理解し、その対策に主導的かつ積極的に取り組みます。
- ・マネロン等対策の責任者、統括部署を定めて、関係する全ての部署が組織横断的に対応してまいります。

2. リスクベース・アプローチに基づくマネロン等対策

- ・リスクベース・アプローチの考え方に基づき、自らが直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じるとともに、その有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

3. お客さまへの対応

- ・関係法令等に基づき、適時適切な取引時確認の実施、お客さまの情報・取引内容の定期的な確認などにより、お客さまの属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。
- ・反社会的勢力との取引は、断固とした姿勢で根絶するとともに、自ら定めた顧客管理が実施できないと判断したお客さまとの取引については、リスク低減措置を適切に講じます。

4. 疑わしい取引の届出

- ・お取引時の確認、営業店等からの報告、システムによるモニタリングなどにより、疑わしい取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。
- ・疑わしい取引に該当すると判断した場合は、適切に対処し、速やかに当局へ届出します。

5. 経済制裁および資産凍結の措置

- ・国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

6. 役職員の研修

- ・全役職員を対象に、それぞれの役割に応じた必要かつ適切な研修を継続的に実施し、組織全体としてマネロン等対策に係る理解を深め、役職員の専門性・適合性の維持・向上を図ります。

7. 遵守状況の検証

- ・マネロン等対策に関する遵守状況を適切に検証し、その検証結果を踏まえ、継続的に庫内態勢の改善に努めます。

8. 関連会社と連携したマネロン等対策の強化

- ・関連会社と連携し、グループ全体でマネロン等対策の強化に取り組みます。

〈 反社会的勢力への対応 〉

当金庫では、2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、2010年4月より、当座勘定規定や普通預金規定をはじめとする各種規定や信用金庫取引約定書等の融資取引の契約書に「暴力団排除条項」[※]を導入いたしました。

この取り組みを推進するにあたり、当金庫では新たな口座開設等のお申し込みや会員加入のお申し込みの際に反社会的勢力ではないことの「表明・確約」をお願いしております。

今後も政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

[※]「暴力団排除条項」とは、暴力団等の反社会的勢力との取引を拒絶すること、また、取引の開始後、反社会的勢力と判明した場合もしくは暴力的な要求行為等が行われた場合、当金庫の判断によりお取引を停止または解約させていただくことを定めた条項です。